

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年1月8日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 茂木 七左衛門

1 工事概要

(1) 工事名 平成25年度国立劇場おきなわ大劇場床機構インバーター制御装置等更新工事

(2) 工事場所 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号（国立劇場おきなわ構内）

(3) 工事概要 本工事は、国立劇場おきなわ大劇場で使用している床機構駆動用インバーターの更新を行うものである。

(4) 完成期限 平成26年2月28日

(5) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省建設工事の一般競争（指名競争）参加資格において、平成25年度の「機械器具設置工事」又は「電気工事」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 平成10年以降に元請として完成・引渡し完了した、舞台装置設置工事を施工した実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

平成10年以降に上記（5）に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。配置予定の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(7) 九州又は沖縄県内に本店、支店又は営業所が所在すること。

(8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 総務企画部契約課 大山 理奈

電話番号 03-3265-6619（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、平成26年1月8日（水）から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP（トップページ>入札情報一覧）又は上記3（1）にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成26年1月8日(水)から平成26年1月20日(月)午後5時まで。
上記3(1)に同じ。電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送(簡易郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)※(1)～(3)の受付は土曜、日曜及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法

① 入札書及び工事費内訳書は、平成26年1月22日(水)午前10時から午後3時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は同日午後3時までに上記3(1)に持参すること(郵送による提出は認めない。)

② 開札は、平成26年1月23日(木)午後4時 独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室において行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HP トップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意を承ること。

(9) 詳細は入札説明書による。